

藤沢市立学校教職員の退職管理に関する規則の制定について  
藤沢市立学校教職員の退職管理に関する規則を次のように定める。

2016年（平成28年）3月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2016年（平成28年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、地方公務員法第38条の2第6項第6号及び藤沢市職員の退職管理に関する条例第3条の規定に基づき、学校教職員の退職管理に関し必要な事項を定める必要による。

藤沢市立学校教職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 小 竹 伊 津 子

藤沢市規則第 号

藤沢市立学校教職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第6項第6号及び藤沢市職員の退職管理に関する条例（平成27年藤沢市条例第 号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、学校教職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第2条 法第38条の2第6項第6号の承認を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の規制に対する承認申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第3条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、校長とする。

(任命権者への再就職の届出)

第4条 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容

(8) 再就職先における地位

- 2 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、管理又は監督の地位にあった者の再就職に係る届出書（第2号様式）により、教育委員会に届出をしなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。